

杉並区立杉並第七小学校「いじめ防止基本方針」

(平成26年9月策定、平成29年9月改訂、令和7年9月改訂)

1 基本方針策定の意義

本方針は、学校におけるいじめ問題を解決し、杉並第七小学校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、人権尊重の理念といじめ防止対策推進法、生徒指導提要（R4、12改訂）、東京都いじめ防止対策推進条例、杉並区いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見、対処）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

2 「いじめ」の定義

この基本方針において「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」を言う。（いじめ防止対策推進法第2条）

3 いじめについての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長期にわたり深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。また、いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、本校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

4 本校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) 組織等の設置

- ① 本校は、学校いじめ対策委員会を置く。校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭及び関係教職員、スクールカウンセラーで構成する。
- ② 役割
 - ・いじめに関する相談・通報の窓口
 - ・いじめの疑いがある事案や児童の問題行動等に関する情報収集と記録、共有化
 - ・いじめの情報があつた際の迅速な会議開催

(2) 未然防止

「いじめが発生してから対応する（事故対応）」のではなく、「いじめを生まない、許さない学校・学級風土を作る（未然防止）」ことが必要である。すべての児童に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させなければならない。

①学級経営の充実、わかる授業づくり

互いの良さを見つけたり考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

②道徳教育・人権教育の充実

「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように教育活動全体を通じて指導する。

③体験活動の充実

他者とかかわり、コミュニケーション能力を培う体験活動を計画的に実施する。

④児童の主体性を育む活動

学級活動、委員会活動及びクラブ活動、学校行事において、児童が主体的に取り組めるようにする。また、主体的にいじめを防止する活動をする。

⑤情報モラル教育の充実

児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

⑥校内研修及びいじめに関する授業の実施

年3回以上の校内研修を実施し、教職員のいじめ防止に対する意識を高めるとともに、その資質を向上させる。年3回以上の「いじめに関する授業」を実施する。

⑦相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築く。

⑧子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする

子供たち自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、いじめの解決に向けて、話し合い、行動できるように、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

⑨保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

保護者に対して、いじめはどの学校どの子供にも起こりうる問題であることを説明するとともに、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。

⑩社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめを迅速かつ的確に解決するため、いじめ対応マニュアル（区）を活用し、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して対応する。

(3) 早期発見

①ふれあい月間アンケート調査の活用

年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

②教育相談の実施

学期に1回教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。5年生は全員面接をする。

③日常的な観察

複数の教職員による観察、情報交換。児童の作品や持ち物、言葉遣いや行動の観察等を情報共有する。

(4) 早期対応

教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む。教職員は、「学校いじめ対策委員会」（管理職、主幹教諭、生活指導主任、担任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネータ、スクールカウンセラー等からなる）への報告・連絡を欠かさずに行い、組織的にその状況を確認し、適切な役割分担によって対応する。

① いじめを察知したら、直ちに学校いじめ対策委員会を開催し、組織的に対応する。

② いじめの事実が確認された場合は、「学校いじめ策委員会」で情報を共有し対応を協議する。いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。教育委員会（CEDAR）と連携していじめ等の解消・事態の改善に向けて取り組む。

③ 校長は、必要があると認めるときは、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 重大事態

・いじめられた児童及びいじめの実態を報告してくれた児童の安全・安心を確保するため、組織的な取組を徹底する。

・重大事態が発生した場合には、杉並区教育委員会 CEDAR へ報告する。事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査に協力する。

・保護者や地域、学校支援本部や学校評議員会等の諸団体、関係機関と連携して対応する。